

# 災害情報の伝達の流れと 自治体の津波避難対策の事例 他

---

平成28年12月

# 参考資料 災害情報の伝達の流れ

## 住民に伝えるべき情報

### 1. 気象・災害に関する情報(気象庁等からの情報)

- (1)風水害関連情報
  - ①**特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)**
  - ②大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報 等
- (2)地震・津波関連情報
  - ①**緊急地震速報、大津波警報、震度情報** 等
- (3)火山関連情報
  - ①**噴火警報・予報** 火口周辺警報 等

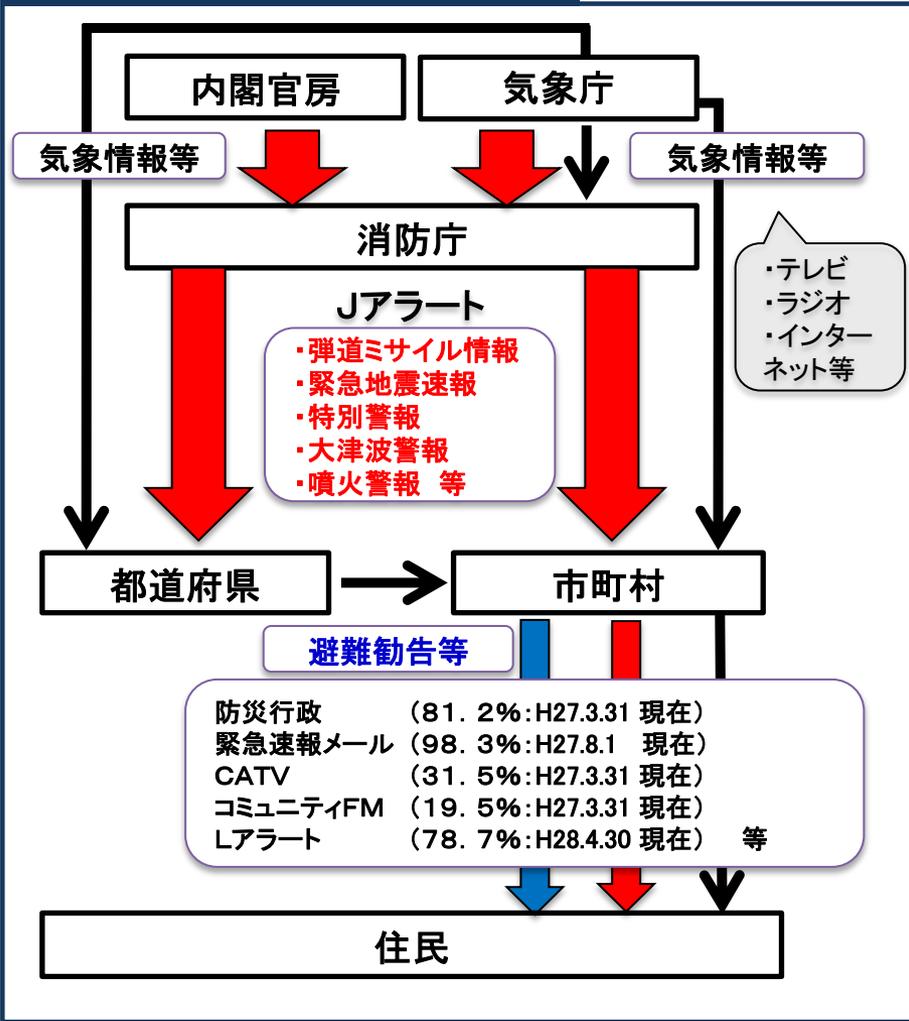
### 2. 国民保護に関する情報(内閣官房からの情報)

- (1)**弾道ミサイル情報**
- (2)**航空攻撃情報**
- (3)**大規模テロ情報** 等

### 3. 避難勧告等に関する情報(市町村からの情報)

- (1)避難準備情報
- (2)避難勧告
- (3)避難

## 災害情報伝達の流れ



大災害時において、住民への災害情報等を確実に伝達するために、多様な手段を活用している。

2～6頁は委員限り

# 参考資料 津波浸水想定

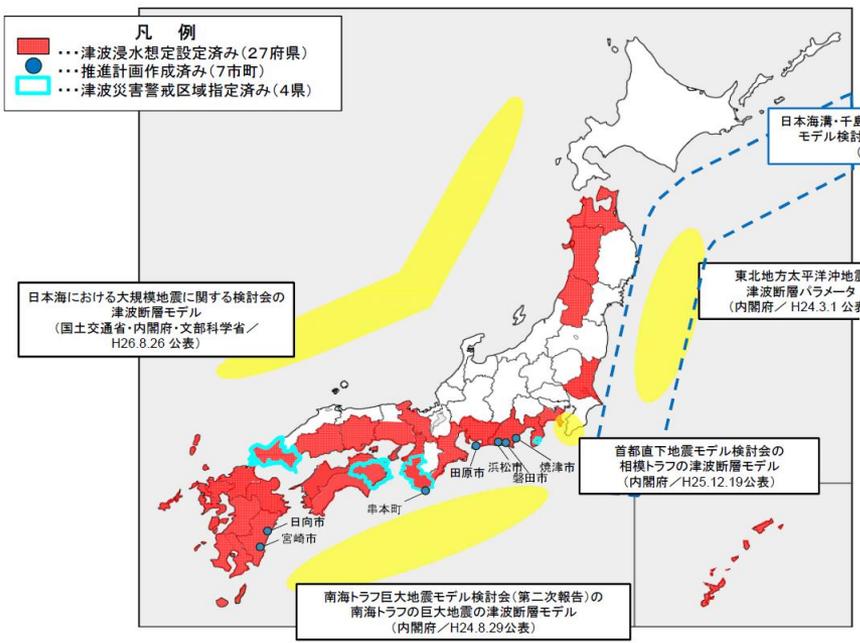
## 津波浸水想定(設定状況)

### (1)概要

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県知事は、**津波浸水想定(※)**を設定し、公表  
 (※**最大クラスの津波**が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深)

### (2)設定状況

平成28年7月11日現在、津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況は次のとおり。



設定済みの府県名	設定日	設定済みの府県名	設定日
茨城県	平成24年 8月	兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨地域)	平成26年 3月
青森県(下北八戸沿岸の一部)	平成24年10月	大分県	平成26年 3月
徳島県	平成24年12月	長崎県	平成26年 4月
高知県	平成24年12月	鹿児島県	平成26年 9月
宮崎県	平成25年 2月	愛知県	平成26年11月
青森県(陸奥湾、下北八戸沿岸の一部)	平成25年 2月	青森県(津軽、陸奥湾沿岸、下北八戸の一部(変更))	平成27年 3月
熊本県	平成25年 4月	山口県(日本海沿岸)	平成27年 3月
岡山県	平成25年 4月	沖縄県	平成27年 3月
和歌山県	平成25年 4月	三重県	平成27年 3月
広島県	平成25年 4月	神奈川県	平成27年 3月
香川県	平成25年 4月	佐賀県	平成27年 7月
愛媛県	平成25年 6月	静岡県(伊豆半島沿岸の一部)	平成27年 8月
大阪府	平成25年 8月	福岡県	平成28年 2月
静岡県(遠州灘、駿河湾沿岸伊豆半島沿岸の一部)	平成25年11月	山形県	平成28年 3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成26年 1月	京都府	平成28年 3月
		秋田県	平成28年 3月

指定済みの県名	指定日
徳島県	平成26年3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成27年3月
山口県(日本海沿岸)	平成28年2月
静岡県(東伊豆町、河津町)	平成28年3月
和歌山県(19市町)	平成28年4月

作成済みの市町村名	作成日
静岡県 焼津市	平成26年3月
静岡県 浜松市	平成26年4月
和歌山県 串本町	平成27年3月
宮崎県 宮崎市	平成27年3月
静岡県 磐田市	平成27年11月
愛知県 田原市	平成28年5月
宮崎県 日向市	平成28年6月

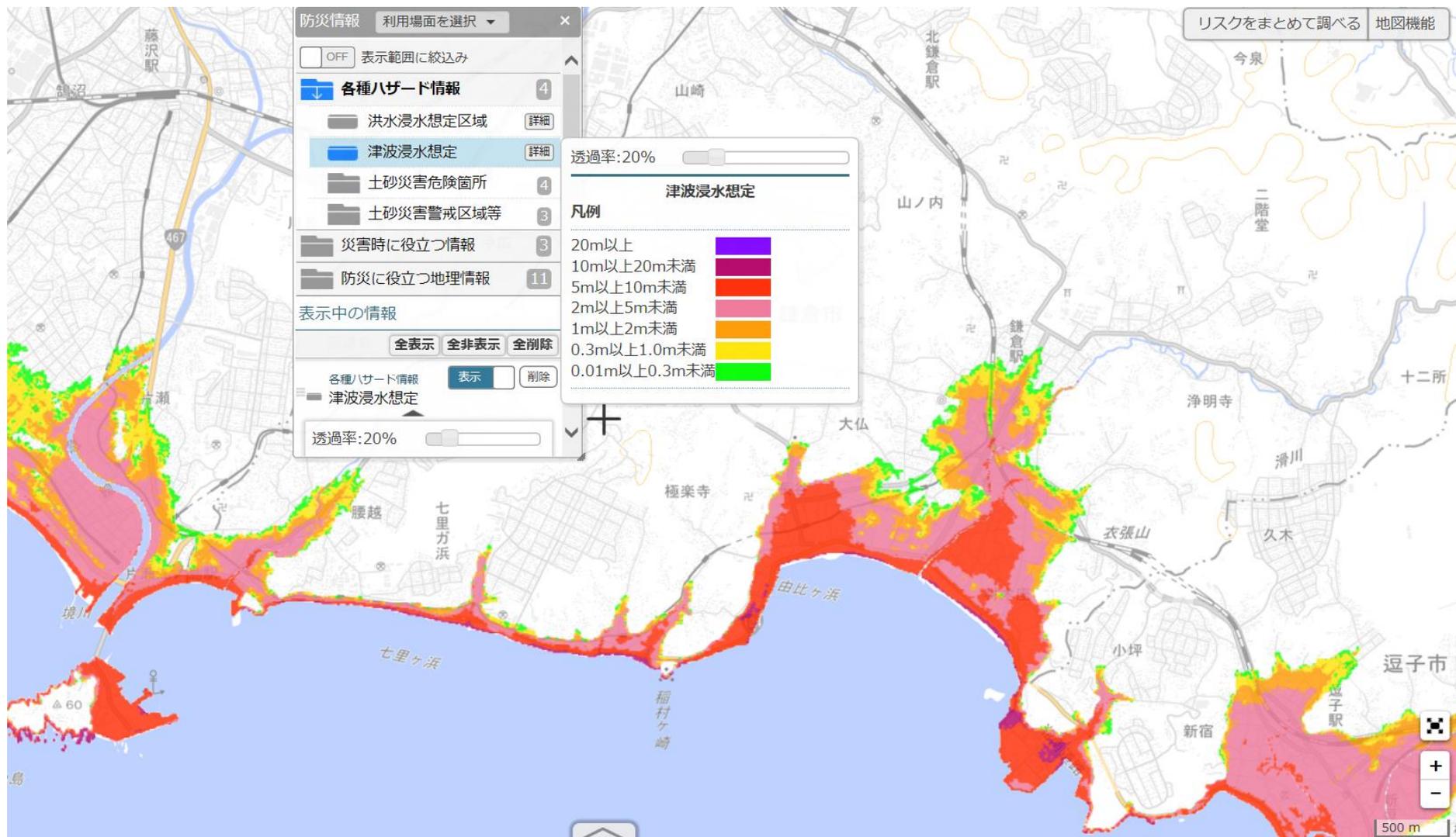
出展:国土交通省資料等

※ 津波浸水想定の設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第9条第4項に基づく国土交通大臣への報告日による

# 参考資料 津波浸水想定

## 津波浸水想定(イメージ図)

### 神奈川県相模湾の一部地域の浸水想定



出典:国土交通省ハザードマップポータルサイト 重ねるハザードマップ

# 参考資料 大津波警報、津波警報、津波注意報

## 津波情報の種別

津波発生時に発表される以下の津波情報は、高さによって区分されている。

巨大地震の場合には高さが表示されない場合もある。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記 しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

# 参考資料 津波情報（到達時刻や津波高さ）

## 津波情報の内容

津波情報(津波警報や注意報等)は全国を66区域に分けた津波予報区単位で発表するため、現在地から該当の津波予報区に関する情報(到達時刻や予想高さ)を利用することが可能。

津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)

平成28年11月22日06時02分 気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名 第1波の到達予想時刻 予想される津波の最大波の高さ

<津波警報>

福島県 22日06時10分 3m

<津波注意報>

青森県太平洋沿岸 22日07時10分 1m

岩手県 22日06時30分 1m

宮城県 22日06時20分 1m

茨城県 22日06時20分 1m

千葉県九十九里・外房 22日06時30分 1m

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる可能性があります。

到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

場所によっては津波の高さが「予想される津波の高さ」より高くなる可能性があります。



津波予報区	区域
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る)
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く)
相模湾・三浦半島	神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く)
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る)
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く)、三重県(伊勢市以南を除く)

# 参考資料 指定緊急避難場所

## 津波災害における指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に**その危険から逃れるための避難場所**として、**洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所**を市町村長が指定している。

	指定緊急避難場所(法第49条の4)	指定避難所(法第49条の7)
考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	<p>(津波の場合)</p> <p>以下のいずれかを満たすこと</p> <p>①津波から安全な区域内にあること</p> <p>②安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等を受け入れる適切な規模</li> <li>・津波により支障のある事態を生じない構造</li> <li>・耐震性がある</li> <li>・想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模</li> <li>・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること</li> <li>・想定される災害の影響が比較的少ない</li> <li>・車両などによる輸送が比較的容易</li> </ul>
指定	災害種ごとに市町村長が指定	災害種を限らず市町村長が指定